

# 外交関係等

財務省

2020年10月19日

## I -1. ODA全般

## I -2. 無償資金協力・国際機関への任意拠出金

## I -3. 在外公館

## II. 情報システム関係

# 外交政策の柱と令和3年度概算要求

## 外交政策の柱

【柱1】人間の安全保障の危機である新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、ポスト・コロナを見据えた取組を進める

- (1) 新型コロナウイルス感染症の克服
- (2) ポスト・コロナに向けた取組

【柱2】我が国と我が国の安全を守るべく「力強さ」のある外交を推進する

- (1) 安保・経済両面での国際秩序の強化、我が国が主導する新たなルール作り
- (2) 危機的状況下でも機能する外交・領事実施体制の構築

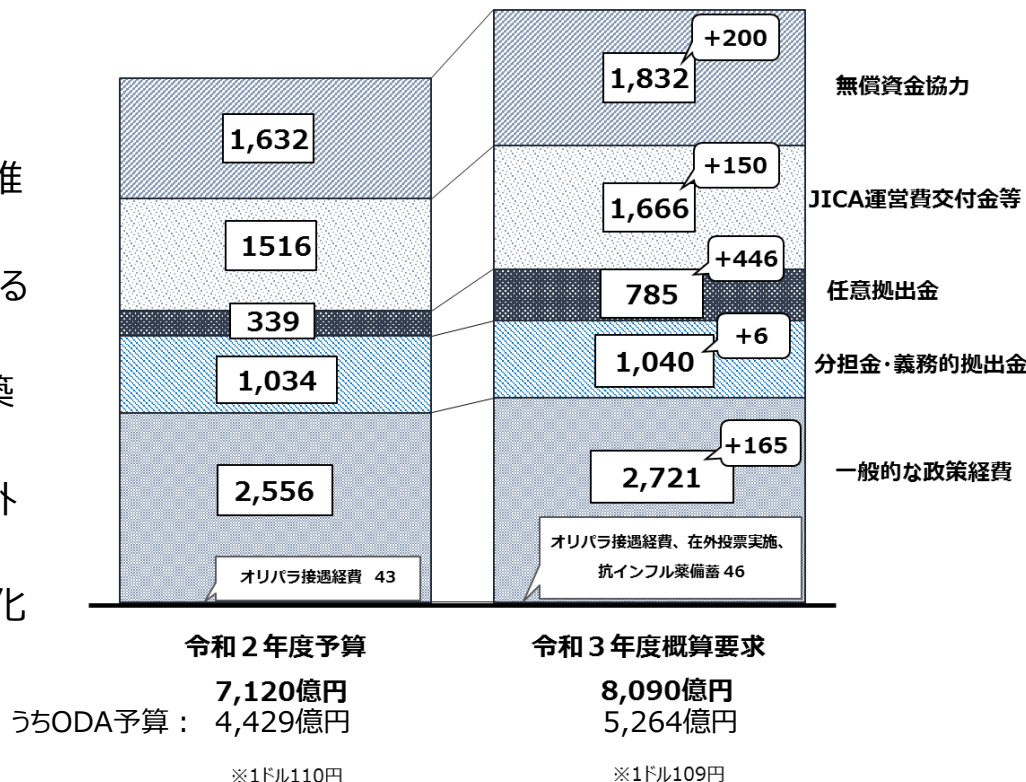
【柱3】国際社会との連携・協力を一層進め、「包容力」のある外交を推進する

- (1) 国境を越える課題への対応とグローバル・ガバナンスの強化
- (2) 戦略的対外発信・情報収集の強化

## 令和2年度当初予算と令和3年度概算要求の比較

下記のうち「新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費」：合計953億円

注：単位：億円。四捨五入の関係上、合計額に不一致あり。



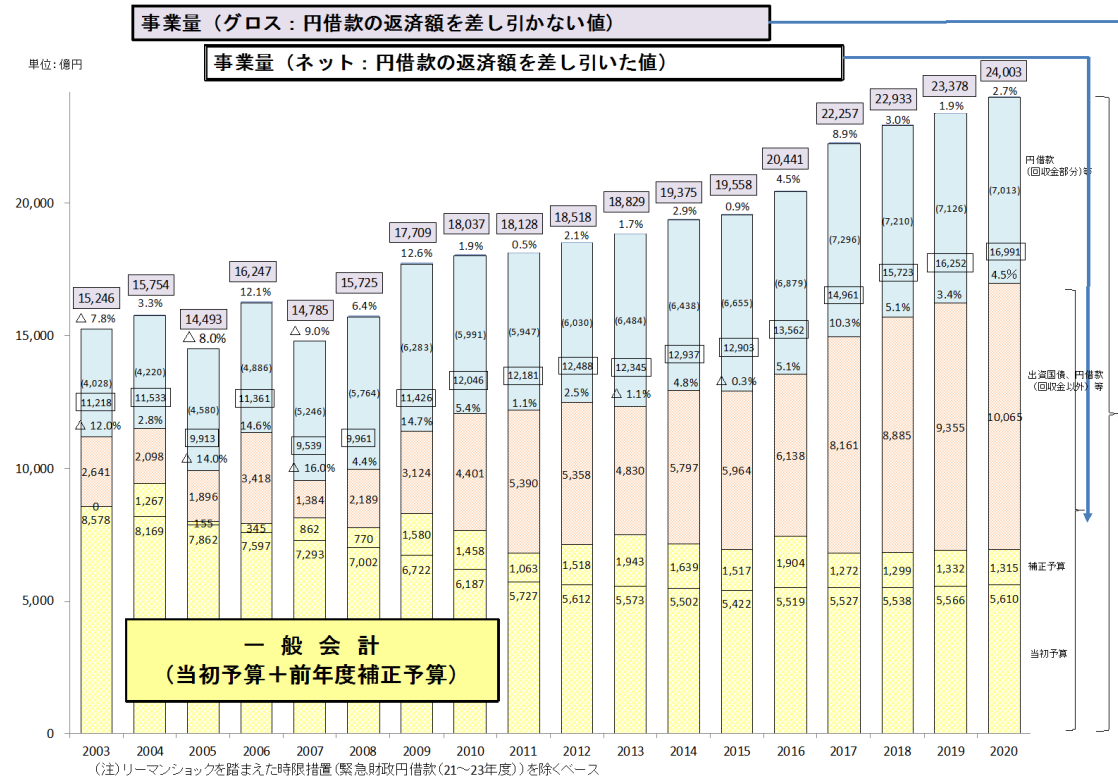
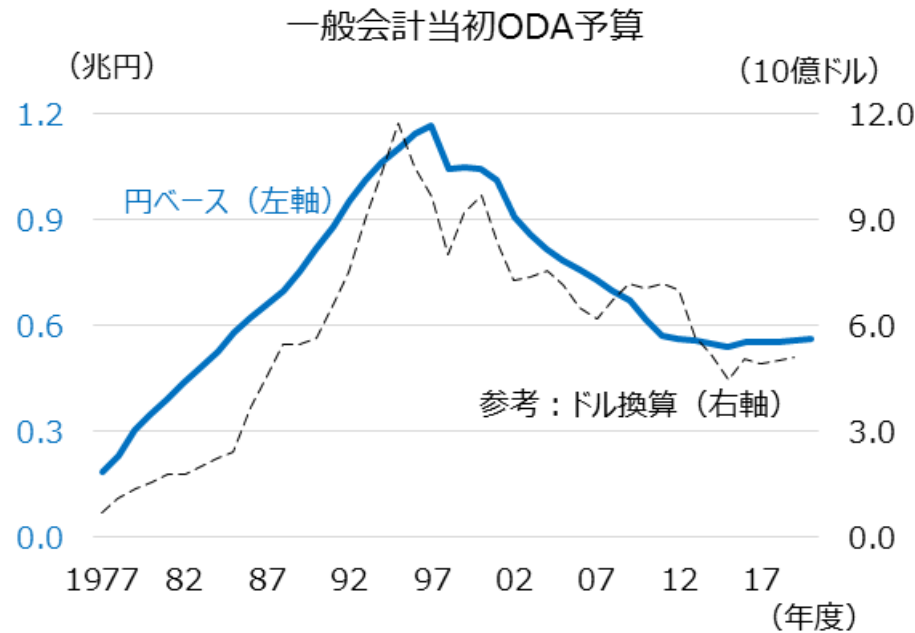
(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定) 抄  
第3章「新たな日常」の実現 ～ 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

感染症の拡大に伴い、一国主義や反グローバル化の傾向が強まり、自由貿易体制をはじめとする今後の国際秩序に大きく影響する可能性がある。(中略) 今後、世界各国が「新たな日常」に向けた取組を模索する中で、**我が国がそのフロントランナーとなり、デジタル化や貿易・投資、気候変動等を含めたグローバルな諸課題に対し、国際協調や連帯を通じて、世界をリードする。**また、経済安全保障の観点も踏まえつつ、強靱な経済・社会構造を構築する。このような取組を進める前提として、「自由で開かれたインド太平洋」を推進しつつ、基本的価値を共有する国々との協調・連携を強化し、**在外邦人の保護を強化するとともに、引き続き必要となる外交実施体制の整備を推進する。**(後略)

# 我が国ODAの動向 —ODAの規模—

- ODAの規模は、途上国への支援を総体的に見る観点から、予算ではなく事業量を基準に考えることが適切。ODA事業量は円借款の拡大傾向の中、足下で過去最大となっており、過去の円借款からの回収金も高い水準が続くことが見込まれる。
- 上も踏まえ、ODA予算は、規模の拡大を図るのではなく、真に必要な地域・分野に重点化すべき。

## ODA事業量見込の推移



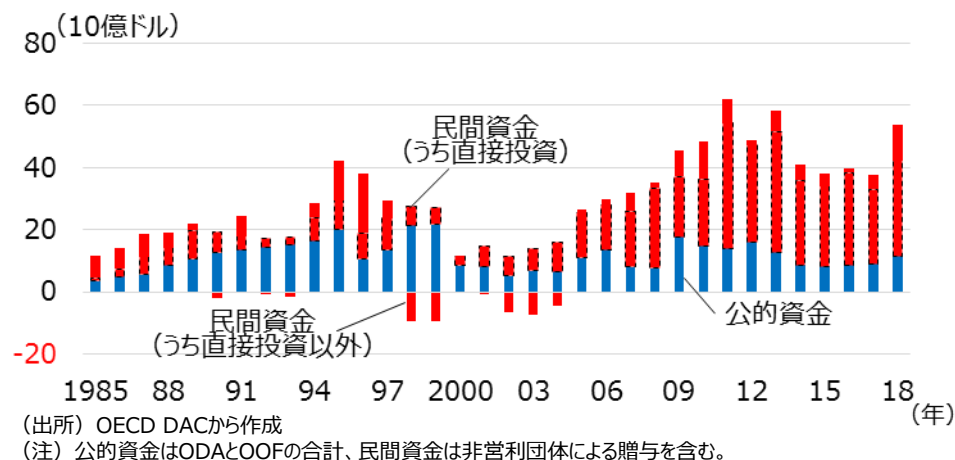
(出所) 外務省「一般会計ODA当初予算の推移」等から作成  
 (注) 一般会計ODA予算は、無償資金協力や技術協力といった二国間贈与(4,195億円)、JICA向け出資金(466億円)、国際機関への出資・拠出(949億円)からなる。

(出所) 各年度予算等から作成

# ODAをめぐる動き

- ODAをめぐる近年様々なが動きが見られる。例えば、①開発途上国への資金の流れは民間資金がODAを含む公的資金を大きく上回り、②ミレニアム開発目標を発展させる形でSDGsが採択され（2015）、③ODAの計測方式が改定される中で我が国のODAがより適切に評価され（2018）、④コロナ禍の中で英国のODAの実施体制が変更された（2020）。
- こうした動きも踏まえながら、効率的・効果的なODAの在り方について絶えず見直すことが重要。

## ① 日本の途上国向け資金（ネット）



## ② SDGs（持続可能な開発目標）

- ・「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015年9月の国連サミットで採択



(出所) 外務省「JAPAN SDGs Action Platform」HPから作成

## ③ ODA計上方式の改定（2018年）

- ・OECD開発援助委員会（DAC）では、従来の純額（ネット）方式に代えて、贈与相当額計上方式を導入
- ・従来方式では過去の借款の返済額がマイナス計上され支出額が相殺されていたが、新方式では総額（グロス）の借款額のうち贈与に相当する額をODAに計上
- ・我が国は途上国に多額の円借款を行っているため、2018年のODA実績は、従来方式と比べ、約4割増

(出所) 外務省「2019年版開発協力白書」から作成

## ④ ODAをめぐる英国の動向（2020年）

- ・今年9月、ODAを担当する国際開発省（DFID）は外務・英連邦省に統合、外務・英連邦・開発省に改組
- ・対GNI比0.7%との目標は維持しつつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済の悪化に対応して、2020年度のODA支出を29億ポンド削減する計画を決定



(出所) 英国政府HPから作成

I -1. ODA全般

I -2. 無償資金協力・国際機関への任意拠出金

I -3. 在外公館

II. 情報システム関係



# 無償資金協力①

- コロナの更なる拡大を防ぐ緊急の必要性から、本年度第1次補正予算（4/30成立）では、途上国における拡大の防止・予防のための支援として、無償資金協力予算が530億円計上。
- 危機対応であったため昨年の財審で指摘された予算配分の大枠に則ったものとはならなかったものの、執行にあたっては各段階で迅速化のための措置を講じ、所要期間を大幅に短縮。

## 補正予算（新型コロナウイルス感染症対策）実施の迅速化について

### 案件形成過程における迅速化措置①

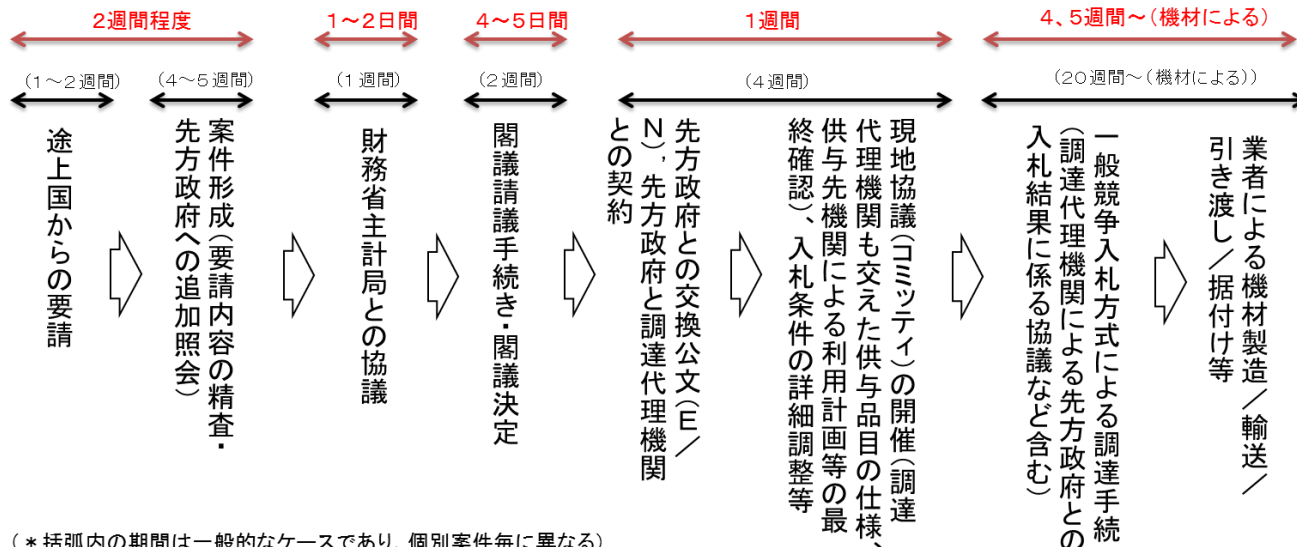
#### リスト提示によるプッシュ型支援等

- 通常、要請主義の原則に基づき、先方政府の具体的な要請を待ち、案件形成を行うが、今次支援では、例外的に日本側から円滑に供与可能な機材リストを提示し、先方のニーズとのマッチングを迅速化。
- 日本国内手続きの迅速化。  
→要請から閣議決定及びENまで、通常10週間程度を要するが、**最短で3.5週間程度まで短縮**

### 調達段階における迅速化措置②

#### 見積合わせ方式の採用等

- 通常、一般競争入札方式を採用しているが、今次支援では、一定の競争性を確保しつつ、迅速な調達が可能な見積合わせ方式を採用。
- 調達可能な機材から順次輸送・引き渡しを実施。  
→EN締結から調達物資の輸送まで、通常24週間程度を要するが（\*機材による）、**最短で5.5週間程度まで短縮**



マーシャルでの機材引渡式の様子（7/29）



(出所) 在マーシャル日本国大使館HP  
(注) マーシャルとの交換公文の署名は6月11日。約50日での引渡しは、通常の期間の1/3以下（\*機材による）。

## 無償資金協力②

- 無償資金協力は、予算編成段階では個別の事業を積み上げることは難しいため、予算総額の議論に傾きやすく、メリハリ付けの議論が行われにくい状況にあることには変わりない。
- 「対象地域と支援分野」の予算配分の大枠を引き続き設定するとともに、執行実績の情報を経年比較可能な形で蓄積し、予算の効率化につなげていく必要（技術協力についても同様）。

(単位:億円)

2019年度 (R1)		分 野					計	(参 考)	
		教育分野	保健医療 分野	水・環境 分野	道路・港湾・ 通信等分野	その他		2018年度 (H30)	2017年度 (H29)
地 域	東アジア地域	79.4	47.7	52.7	78.4	156.5	414.7	425.1	544.2
	大洋州地域	4.3	1.7	1.0	15.8	41.7	64.5	183.9	73.7
	南アジア地域	37.7	22.1	26.8	24.2	75.8	186.7	170.7	213.1
	中央アジア・コー カサス地域	8.5	12.2	0.6	10.1	28.6	60.0	52.7	80.7
	中南米地域	5.4	13.5	31.9	21.9	60.1	132.8	151.9	115.2
	中東・北アフリカ 地域	18.7	46.6	3.2	0.0	105.6	174.0	218.2	205.2
	サブサハラ・アフ リカ地域	73.2	53.8	54.1	203.2	264.1	648.3	559.8	585.2
	欧州地域	1.3	2.1	0.5	0.0	2.5	6.3	9.8	7.4
計		228.5	199.8	170.7	353.6	734.8	1,687.4	1,772.1	1,824.8
(参 考)	2018年度 (H30)	162.5	148.1	269.9	451.3	740.4	1,772.1		
	2017年度 (H29)	160.7	212.7	179.2	326.2	946.0	1,824.8		



# 国際機関への任意拠出金

- 国際機関等の知見を活用し我が国が重視する外交課題に対応させるため、任意拠出金を支出。過去の建議も踏まえて、外務省は平成27年度から国際機関等への任意拠出金等に対する評価を行っている。
- 今回のコロナ危機下でトップマネジメントの重要性が再認識された。我が国が国際機関において影響力を発揮する観点から、邦人が幹部に登用されることが重要。国際機関等への拠出金に対しては、例えば人材育成に係る長期的な方針の有無も評価基準とし、よりメリハリのついた拠出につなげることも検討すべき。

## 任意拠出金に関するこれまでの財審建議での主な提言

- ✓ 評価の客観性・透明性を一層向上させるべき。評価の根拠をより具体的にすべき。定量的評価（国際機関の邦人幹部職員数、日系企業からの調達規模等）の導入にも努めるべき
- ✓ 優先度が分かるよう、評価項目ごとの評価基準と結果を開示すべき。拠出金の重点化を図るべき
- ✓ 拠出先の国際機関が我が国の国益に資するものとなるよう働きかけを一層進めていくべき。邦人職員の採用やそのための人材育成が重要

(出所) 各年の財政制度等審議会建議から作成

## 国際機関等への拠出金等に対する評価 最近の結果

	28年度評価 (29要求)	29年度評価 (30要求)	30年度評価 (31要求)	元年度評価 (2要求)	2年度評価 (3要求)
A	22 (254)	23 (237)	13 (214)	16 (514)	N/A
B	47 (123)	49 (97)	54 (98)	59 (125)	N/A
C	5 (1)	4 (1)	8 (5)	3 (0.4)	N/A
D	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (0)	N/A
合計	74 (378)	76 (334)	75 (317)	81 (640)	N/A

(出所) 外務省資料から作成。左は事業数、右のカッコ内は金額（億円）

(注) 令和2年度評価は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた各機関の状況を踏まえ、実施せず。

令和元年度評価からはB評価が新たに細分化されており、B+が11、Bが44、B-が4。

## 国際機関等への拠出金等に対する評価 基準

- 国際機関等の活動の成果・影響力
  - 1-1 当該機関の戦略目標、基本的な目標・計画・重点分野、関連する国際課題（SDGsの関連ゴール・ターゲット、国際基準・規範の形成等）等
  - 1-2 1-1に基づく取組・活動（他の国際機関との連携等を含む。）
  - 1-3 1-2の進捗・実績及びそれによって得られた成果
  - 1-4 （イヤマーク拠出のみ）イヤマーク拠出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果
- 日本の外交政策上の有用性・重要性
  - 2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等
  - 2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献
  - 2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保
  - 2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等
  - 2-5 日本企業、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり
- 組織・財政マネジメント
  - 3-1 会計年度
  - 3-2 機関全体の財政状況
  - 3-3 本拠出の会計報告（イヤマーク拠出分のみ）
  - 3-4 監査
  - 3-5 組織・財政マネジメント（人事・予算・調達等）に係る問題の概要・対応ぶり、更なる改善への取組・成果
- 日本人職員・ポストの状況等
  - 4-1 日本人職員数（原則、各年12月末時点、専門職以上。）
  - 4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無
  - 4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績
  - 4-4 その他特記事項

(出所) 外務省「令和元年度国際機関等への拠出金等に対する評価」から作成

I -1. ODA全般

I -2. 無償資金協力・国際機関への任意拠出金

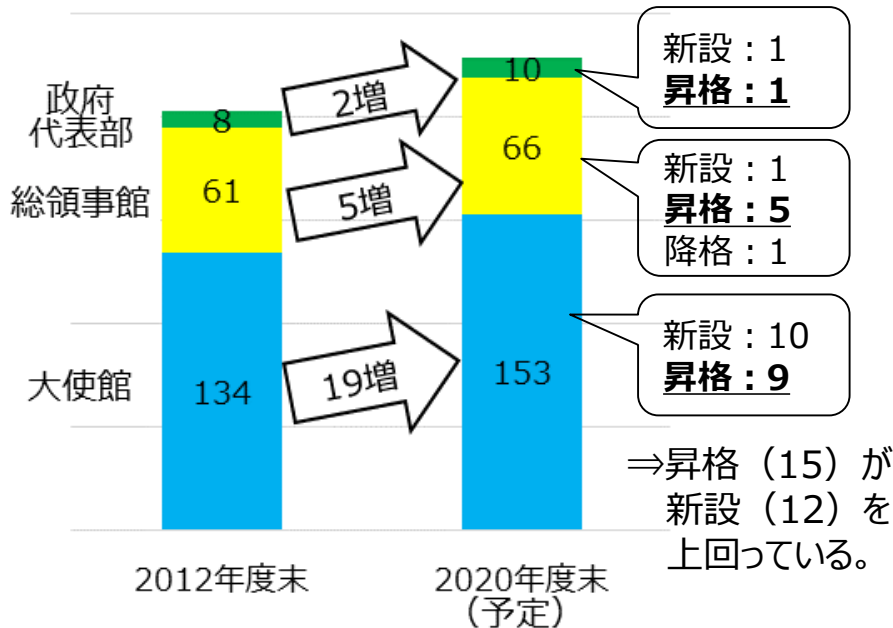
I -3. 在外公館

II. 情報システム関係

# 在外公館

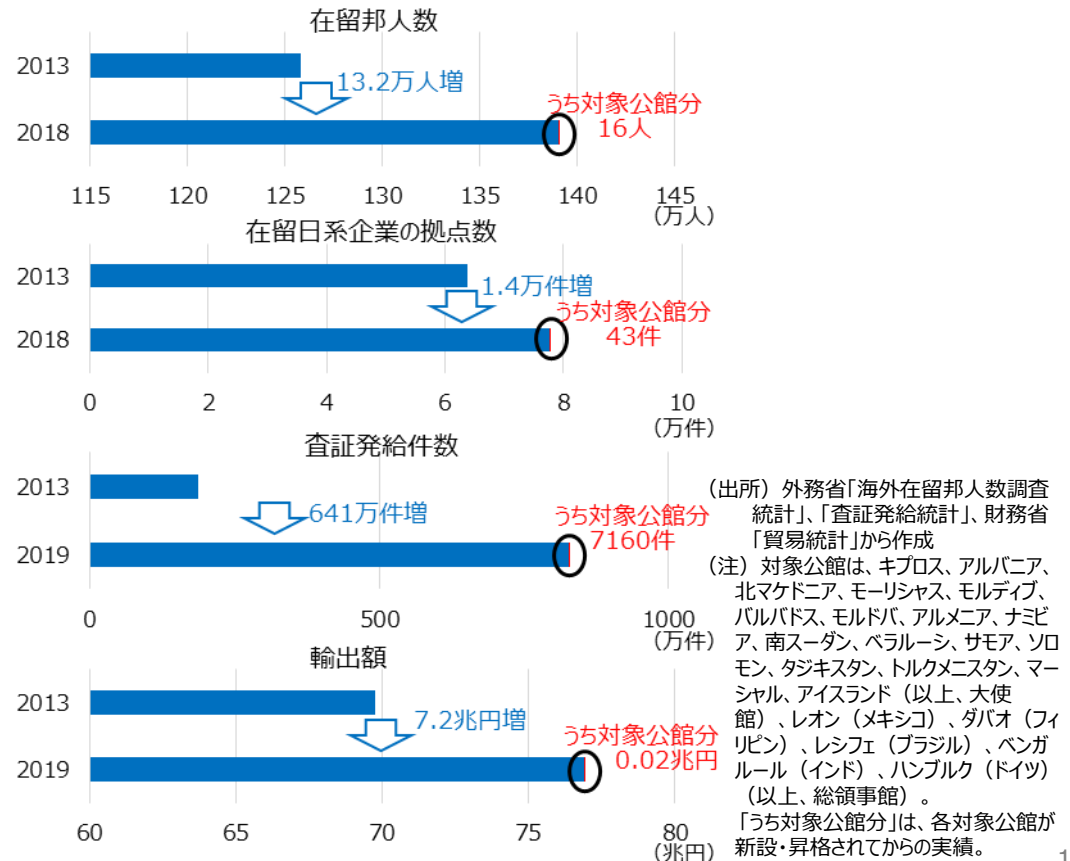
- 近年、大使館等の新設や、駐在官事務所※の昇格により在外公館が増加。効率的な運営のためには新設、昇格・降格、廃止の適切な管理が重要。特に、新設される在外公館や駐在官事務所が所期の目的を達成しているか定量的な検証が必要。  
※駐在官事務所は、領事事務所と兼勤駐在官事務所を指す。いずれも在外公館の出先機関の扱い。
- 事前の目標設定・事後の評価・説明というサイクルがないまま、在外公館や駐在官事務所を安易に新設、昇格することは厳に慎むべき。また、設置の意義が乏しい在外公館については、降格、廃止することを含め検討すべき。

近年の在外公館の開設状況（実館）



（出所）外務省「在外公館設置状況」等から作成  
 （注）「昇格」は、兼勤駐在官事務所から大使館への移行、領事事務所から総領事館への移行を指す。  
 総領事館の「降格」は、平成25年度のベレン（ブラジル）。平成26年度以降、大使館や総領事館の廃止、降格はない。

各種指標に占める近年開設分の大使館・総領事館のシェア



I -1. ODA全般

I -2. 無償資金協力・国際機関への任意拠出金

I -3. 在外公館

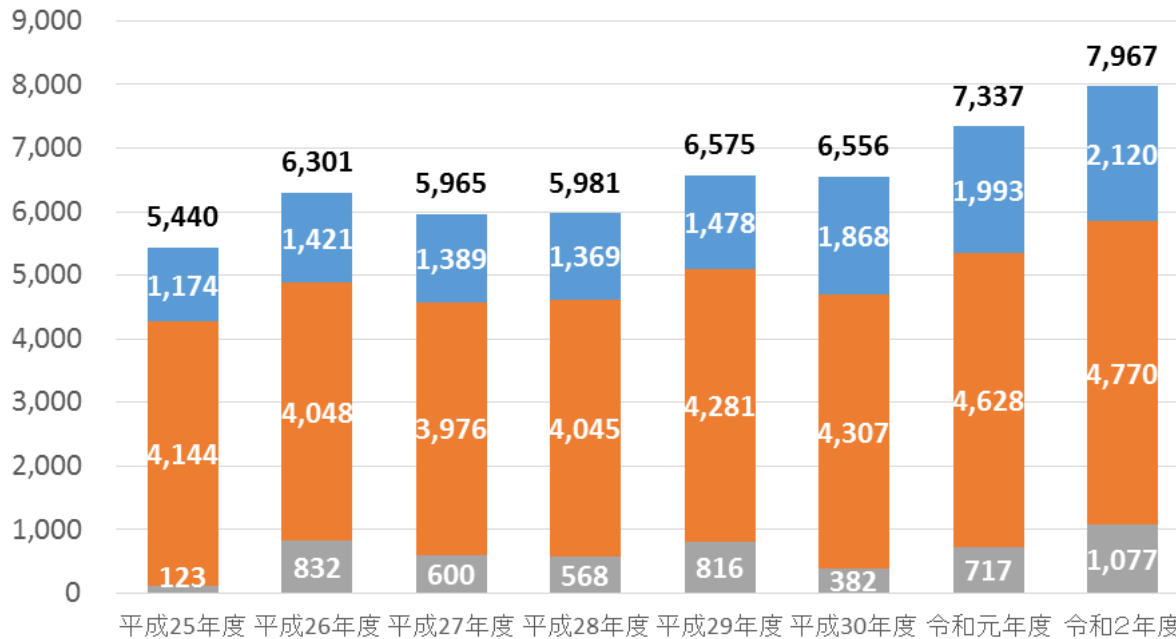
II. 情報システム関係

# 政府の情報システム予算の範囲

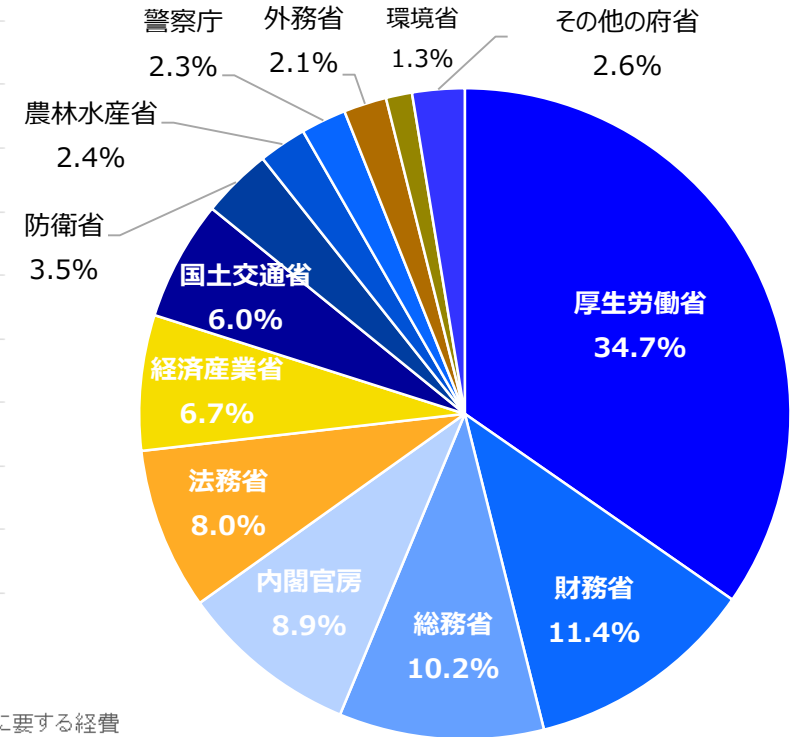
○政府の情報システム関係予算は、全府省で8,000 億円程度（一般会計及び特別会計）。

【性質別内訳】整備経費：2,100 億円程度 運用等経費：4,800 億円程度、その他経費：1,100 億円程度

【情報システム関係予算の推移】



【令和2年度情報システム関係予算の府省別内訳】



- 整備経費 : 情報システムの企画、設計・開発等に要する一時的な経費
- 運用等経費 : 情報システムの運用、保守等に要する経常的な経費
- その他経費 : 国の行政機関以外の情報システムに関する経費及びデジタルガバメント推進のための体制整備に要する経費

○令和3年度 情報システム関係予算（一括計上経費）概算要求は、829億円（41システム）（令和2年度は674億円（34システム））

## 事項要求

- ・マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG等の検討結果に基づき必要となる経費

※上記のほか、「デジタル庁」（仮称）の設置準備及び設置・運営等に必要経費を内閣官房より事項要求

# 予算の一括計上と一元的なプロジェクト管理

## 1. 予算の一括計上

- 現在、各府省が共通で利用している「府省共通システム」については、本年度（令和2年度）予算から、内閣官房（IT総合戦略室）の下で一括計上し、担当府省に予算を移し替えた上で執行。
  - ※ 令和3年度要求では、人事・給与関係業務情報システム、政府共通プラットフォーム、政府共通ネットワーク、官庁会計システム、マイナポータル関連システム、電子政府の総合窓口システム等を一括計上(829億円)
- 各府省独自システムについては、システム更改のタイミングを踏まえ、順次クラウド化を実現していくとともに、クラウド・サービス等の利用に必要な経費を一括計上。

## 2. 一元的なプロジェクト管理、技術的対話を取り入れた調達・契約方法の試行

- IT室が財政当局や行政管理局と連携しつつ、次期システムの更改の計画段階から、クラウド化の可否、関連サービスとの連携、重複投資の精査等の検証を行うとともに、予算要求、予算執行の各段階においても合理的なシステム予算・調達が実現するよう年間を通じたプロジェクト管理を実施。
- 効率的、効果的な情報システム整備を行うため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を2020年度から試行的に開始。

## 3. 達成目標

- クラウド化、重複機能の共通化、保守性の高いシステムへの刷新等を通じ、2020年度の運用及び改修経費を、2025年度までに3割削減することを目指す。

⇒ 一元的なプロジェクト管理を強化していくことで、政府の情報システム更改時における重複投資等に伴う非効率の解消のみならず、運用・改修経費の削減を通じた中長期的なコストの逡減を目指していくべき。

また、新規にシステムを構築をする際にも、業務改革による効果も含めた投資対効果を高めることにより、行政の効率性の向上と歳出改革の両立を目指していくべき。



# 行政のデジタル化に関する最近の動き

令和2年9月16日 菅内閣総理大臣記者会見 冒頭発言（抄）

**行政のデジタル化の鍵はマイナンバーカードです。**役所に行かなくてもあらゆる手続ができる、そうした社会を実現するためには、マイナンバーカードが不可欠です。しかし、その普及が進んでいませんでした。今後できることから前倒しで措置するとともに、**複数の省庁に分かれている関連政策を取りまとめて、強力に進める体制として、デジタル庁を新設いたします。**

令和2年9月23日 デジタル改革関係閣僚会議 総理発言（抄）

今回の新型コロナウイルスへの対応において、

- ・ 国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、
- ・ 煩雑な手続きや給付の遅れなど住民サービスの劣化、
- ・ 民間や社会におけるデジタル化の遅れ

など、デジタル化について様々な課題が明らかとなっています。

この政権においては、かねて指摘されてきたこれらの課題を根本的に解決するため、**行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、「デジタル庁」を創設いたします。**

この新たな組織の創設により、

- ・ 国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと
- ・ マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと
- ・ 民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うこと

など、国民が当たり前で望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたく考えています。

そのため、**デジタル庁は、強力な司令塔機能を有し、官民を問わず能力の高い人材が集まり、社会全体のデジタル化をリードする強力な組織とする必要があります。**そのための検討を加速し、**年末には基本方針を定め、次の通常国会に必要な法案を提出したい**と思います。あわせて、**デジタル分野における重要法案であるIT基本法の抜本改正も行う予定**です。